

点数分析表 (参考)

2024年(令和6年)9月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

◇金属歯冠修復			製作技術料	材料料	70%		
M010	14 K 金合金	インレー(複雑)	287点	1,650点	201点		
		前歯 3/4 冠	372	2,062	260		
	金	大白歯	インレー(単純)	192	366	134	
			インレー(複雑)	287	677	201	
			* 4/5 冠	312	852	218	
	銀	全部金属冠	全部金属冠	459	1,072	321	
			インレー(単純)	192	249	134	
			インレー(複雑)	287	495	201	
	バラ	前小臼歯	前歯 3/4 冠	372	612	260	
			4/5 冠	312	612	218	
全部金属冠			459	767	321		
M010-3	ウ	前歯	370	612	259		
		小臼歯	310	612	217		
		大白歯	310	852	217		
M010-4	ム	大白歯	195	366	137		
		前歯・小臼歯	195	249	137		
M011	合	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 956	822	
			レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170	# 956	819	
		小臼歯	レジン前装金属冠	1,100	# 956	770	
M010	銀	大白歯	インレー(単純)	192	25	134	
			インレー(複雑)	287	44	201	
			* 4/5 冠	312	57	218	
	前小乳	前小臼歯	インレー(単純)	192	16	134	
			インレー(複雑)	287	33	201	
			* 前歯 3/4 冠	372	40	260	
	合	小乳	小臼歯	* 4/5 冠	312	40	218
				全部金属冠	459	51	321
				前歯	370	40	259
	M010-3	ウ	小臼歯	310	40	217	
大白歯			310	57	217		
M010-4	ム	大白歯	195	25	137		
		前歯・小臼歯	195	16	137		
M011	金	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 113	822	
			レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170	# 113	819	
		小臼歯	レジン前装金属冠	1,100	# 113	770	
M010-2	チ	タン冠	全部金属冠	1,200	66	840	
M011-2	前	歯	レジン前装チタン冠	1,800	66	1,260	

*乳歯を除く。 *ブリッジの支台に用いる場合。
#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。

◇非金属歯冠修復他			製作技術料	材料料	70%
M015	レジンインレー(単純)		128点	29点	90点
	レジンインレー(複雑)		180	40	126
	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光重合	768	183	538
M015-2	CAD/CAM冠(エンドクラウン以外)	小白歯	1,200	*1 181	840
		小白歯	1,200	*2 163	840
		大白歯	1,200	*3 316	840
		大白歯	1,200	*5 615	840
	CAD/CAM冠(エンドクラウン)	前歯	1,200	*4 388	840
		大白歯	1,450	*3 316	1,015
M015-3	CAD/CAMインレー	小白歯	750	*1 181	525
		小白歯	750	*2 163	525
		大白歯	750	*3 316	525

* 1 CAD/CAM冠用材料(I) * 2 CAD/CAM冠用材料(II)
* 3 CAD/CAM冠用材料(III) * 4 CAD/CAM冠用材料(IV)
* 5 CAD/CAM冠用材料(V)
注 CAD/CAM冠用材料(III)を小白歯に対して使用した場合は、小白歯のCAD/CAM冠用材料により算定する。

◇ポンティック他			製作技術料	材料料	70%	
M017	鑄造ポンティック	大白歯	434点	1,234点	304点	
		小白歯	434	929	304	
		大白歯	434	56	304	
		小白歯	434	56	304	
	レジン前装金属ポンティック	前歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 741	826
			銀合金	1,180	# 71	826
		小臼歯	金銀パラジウム合金	634	# 929	444
			銀合金	634	# 71	444
		大白歯	金銀パラジウム合金	494	# 1,234	346
			銀合金	494	# 71	346
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ		2,800	1,629	1,960	

#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。
注 7番延長ポンティックの場合は小白歯ポンティックとして算定する。

◇有床義歯(レジン床)			製作技術料	材料料	70%	
M018	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	624点	2点	437点
		局部義歯	5歯 ~ 8歯	767	3	537
		局部義歯	9歯 ~ 11歯	1,042	5	729
		局部義歯	12歯 ~ 14歯	1,502	7	1,051
	げ	総	義歯	2,420	10	1,694

◇クラスプ, バー他			製作技術料	材料料	70%		
M020	鑄	大・大	14 K 金合金	260点	1,871点	182点	
			金銀パラジウム合金	260	987	182	
		小	犬・小	コバルトクロム合金	260	5	182
				14 K 金合金	260	1,522	182
				金銀パラジウム合金	260	772	182
	造	二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	240	1,522	168	
			金銀パラジウム合金	240	677	168	
		大臼歯	コバルトクロム合金	240	5	168	
			14 K 金合金	240	1,169	168	
			金銀パラジウム合金	240	589	168	
鉤	前歯(切歯)	14 K 金合金	240	900	168		
		金銀パラジウム合金	240	546	168		
	前歯	コバルトクロム合金	240	5	168		
		14 K 金合金	227	884	159		
		不銹・特殊鋼	227	6	159		
M021	二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	159	683	111		
		不銹・特殊鋼	159	6	111		
		不銹・特殊鋼	134	6	94		
M021-2	コン	* 1	前歯	246	273	172	
			犬歯・小臼歯	246	294	172	
		大白歯	246	339	172		
		* 2	前歯	246	30	172	
			犬歯・小臼歯	246	30	172	
	大白歯		246	30	172		
	M021-3	磁性	キーパー付根面板を用いる場合	550	*	385	
			※材料料とキーパー料の合計により算定する				
			・金銀パラジウム合金	大白歯 677点	前歯・小臼歯 495点		
			・銀合金	大白歯 44点	前歯・小臼歯 33点		
・キーパー			233点				
M022	間接支台装置		111	-	78		
M023	バ	鑄造	金銀パラジウム合金	458	1,582	321	
		屈曲	コバルトクロム合金	458	18	321	
		保持装置	不銹・特殊鋼	268	30	188	
			62	-	43		

◇熱可塑性樹脂有床義歯			製作技術料	材料料	70%	
M019	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	624点	37点	437点
		局部義歯	5歯 ~ 8歯	767	37	537
		局部義歯	9歯 ~ 11歯	1,042	37	729
		局部義歯	12歯 ~ 14歯	1,502	37	1,051
	げ	総	義歯	2,500	37	1,750

◇乳歯冠・小児保険装置			製作技術料	材料料	70%
M016	乳歯冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※2 その他の場合	390	1	273
M016-2	小児保険装置		600	-	420
M016-3	既製金属冠		200	29	140

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇その他			製作技術料	材料料	70%
M026	補綴		65点	-	46点

◇修理			製作技術料	材料料	70%
M029	有床義歯修理		260点	-	182点

◇有床義歯内面適合法			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質材料を用いる場合		1,200点	*	840点
	※シリコン系166点, アクリル系99点				

◇人工歯科			前歯部		臼歯部	
M014 M017 M018 M019	材	部位	両側	片側	両側	片側
			レジン歯	24点	12点	24点
スルフォン樹脂レジン歯	62	31	87	43		
硬質レジン歯	58	29	73	37		
陶歯	187	94	101	51		

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

注1. %は製作技術料についてのものので小数第1位で四捨五入した。
注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。
注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。